

【総務省】

日時： 7月8日（火）13：30～14：30
 場所： 総務省1F会議室
 対応： 自治財政局調整課地域財政係 田頭係長
 自治財政局行政財政準備室地方行革推進係 細美係長

1. 義務教育における人件費等について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。
- (2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

総務省 義務教育の機会均等に関しては重要であると考えている。平成17年11月に政府与党合意により義務教育費国庫負担金においては堅持することと、義務教育、高等学校教育等のあり方について、国、都道府県、市町村の役割について検討することになり、そのことを含め、地方分権改革推進委の答申を踏まえ今後検討していくことになると思う。道州制も議論されているので、義務教育費国庫負担金に限らず財政制度全般について議論されていくものと思っている。現在は、地方の財政が厳しい状況にあるので、より教育を充実させていくには交付税の財源を確保していくことが重要になると総務省としては考えている。

自治労 枠組みとして道州制も含むという話が初めて出された。この点についてもう少し詳しく話していただきたいという点と、総務省で定住自立圏構想という考えを持っていて、その中で教職員の人事権を都道府県から県域に移すことも検討するという話が出ていると聞いているが、我々はこの問題と1の(2)の人事権付与の問題とは全く別の問題ではないと考えている。その辺を併せて聞かせていただきたい。

総務省 道州制の件は、まだ議論が開始されたところであり、具体的にどうなっていくのかはまだ決まっているわけではないのでどうなるのか分からない。

自治労 都道府県の役割が見直されるから都道府県に付けられている義務教育国庫負担金が変わるという話か。

総務省 変わるかも知れないし、変わらないかも知れない。現在、道州制の話が議論し始めているところなので、これからどうなるかは今後の議論次第だと思う。文部科学省の中教審で県費負担制度の問題について議論し始めている時期だと思うので、文部科学省も喫緊の課題として中核市への人事権付与をについて今後議論に

なっていくと思われる。定住自立圏構想の関係であるが、詳細について把握していないので回答することは難しい。

5 自治労 平成17年の政府与党合意前までは、総務省としては一般財源にすべきという立場でやっていた。その頃、政令指定都市の給料の話も出ていたが、すっかり議論がなくなってしまい今日まで持ち越されている。総務省としては、国と地方の役割や道州制含めて地方分権の大きな動きがなければ、一般財源化の話はしていくつもりはないというように聞こえたがどうなのか。

10 総務省 今すぐ一般財源の話になるのかというと、多分見込みはないと思われる。ただ、分権には終わりはないので、地方に出来ることは地方にという流れの中でどのように権限や財源の議論がなされるかは今後の話だろう。分権改革や三位一体改革の時は色々と議論があったが、取りあえず平成17年11月の政府与党合意である程度結論が出ている話なので、一般財源はまた別の議論のなかで議論されていくのではないかと思う。

15 自治労 色々と考え方はあると思うが、道州制になった時に県、政令市、市町村の関係は微妙に変わってくると思われる。そのなかで文部科学省が国庫負担金を政令市や中核市に移すという見解に達した時には、それはそれで良いという考えか。それとも道州制の話が出てくるまで待ってくれという話になるのか。

20 総務省 関係団体、全国知事会や全国市町村会等の団体の意見も含め移行するという話であれば当然やっていく話だと思う。多分、知事会なども要望している話であるので、総務省としては地方公共団体の立場に立って議論を行っている立場からは、文部科学省がそのように動いてくれるのであれば当然やっていくべきであると考え

25 自治労 人事権と給与を負担する者が一致しているということが、働いている者としては働き易いと思っている。県費、市町村費の費用区分によって同じ職場内においても制度が違うので一体感がない。そのような状況で文部科学省が言っているように教員は増やしても良いが他の職員は減らして下さいというのは認めることは出来ない。

30 自治労 教育振興基本計画が総務大臣も含めて合意されたが、当初の文部科学省の計画の中には具体的な数値を入れた定数改善あったと記憶している。その後、概算要求から年末にかけて同じ議論がされていくと考えているがどうか。

35 総務省 あくまで文部科学省が出していた2万5千人というのは新学習指導要領の実施に伴う改善という言い方をしている。新学習指導要領において、子どもの数が減っている全国的な状況において、教員がそんなに必要なのかという議論について文

部科学省から明確な答えをいただいていない。教育の充実という意味で果たして2万5千人も必要なのかということを経済省としても検証のしようがなかった。

5 自治労 その議論の中で、文部科学省は現状として教員は多忙であるし、その上、新しい教育内容が加わってくるので、当然、人員増として必要になってくるという議論だったと思うが。

10 総務省 あくまでも義務教育国庫負担制度における定数は40人学級というのが基本だが、多分、ほとんどの学校が40人学級で実施していないということと、学級数で見た場合、ほとんどの学級数が標準法で見た場合、半数以上が11学級以下という状況がある。子どもの環境を考えた場合、学校配置の適正化を進めた上で教職員の改善を図るべきであると考えている。

15 自治労 過疎地等の少人数校については統廃合しなさいということか。

20 総務省 あくまで地域の自主的な判断においてやるべきことと考えている。ただ、子どもの教育を考える上で何が一番良いのかというのが第1前提にある。子どもの教育を考える上で統廃合をして、友達をたくさん増やすなどという議論があるのであれば統廃合すべきであると思う。そうではなく、やはり地域に学校が必要だという判断をするのであれば学校を置けばいいと思う。ただ現在、この辺の議論があまりされていないのではないか。

25 自治労 その結論が出ないうちは振興計画で出されてもあまり根拠は見受けられないということか。

30 総務省 そう思う。2万5千人必要だと言うが、私は現場を見たことがないのでよく分からないが、多分、教員は忙しいとは思いますが、逆に病休職員が1万人もいるなかでその教員をどうするのか。最近の例で言うと、大分県の例もある。もう少し教職員のあり方というものをきちんと議論していくべきではないか。それで必要な所には必要な人を配置すればいいと思う。

平成20年度予算において一応非常勤職員を7千人付けているので、各都道府県の配置状況を見ても、総務省としては子どもの教育環境改善のために一定の所にきちんと人数を措置している。

35 必要かどうか分からないのに2万5千とか打ち上げられても…。本当に必要かということを経済省から明確な回答が返って来ない。

40 自治労 非常勤職員として文部科学省が要求している話を通ったという話だと思うが、このような要求は今回が初めてだったと思う。

私もとしては、非常勤職員だとその人達が生活できる賃金ではないと思う。仕事をして食べられる人を見て子どもは育つと思う。安かろう悪かろうの、悪か

ろうはないと思うが、やはり生活できない人に教えてもらっても、何のために勉強するのか、自分の力で生活していくのに勉強するということが伝わらない。単に配置していれば良いということではなくて、教職員が児童生徒と全人格的な関わりがある学校において、非常勤職員を配置するというについては好ましくないと考えている。

総務省 教員の競争倍率は地方においては結構高いと思う。東京とか大阪は3倍くらいで、親としては10倍の競争率を突破してきた教員と、中には優秀な方もいるとは思いますが、3倍くらいの競争率を突破してきた教員ではやはりどうかなという気持ちになる。もう少し倍率があっても良いと思う。逆に東京都の教育委員会は大学にPRのパンフレットを配りに行っている状況があるようで、本当に教員の倍率がこんなので良いのかなという気持ちがある。

自治労 それは例えば民間企業で言うと、子どもの数が極端に多い時や商売がうまくいっていない時でもコンスタントに人を採用してきたと思う。ところが教育現場は一定の基準のなかで、例えば40歳代がほとんど採用されていなかったとか、人員構成上のばらつきがあるので、たまたま現在生徒が少なくなったという現状と、他方では団塊の世代の教員が一気に退職していくなかで、一時的な現象として、特に東京都などは生じている。

総務省 合計特殊出生率が1.2倍とかいうなかでは少子化の減少は止められないと考えている。はたして教員の数だけ増やしていくのはどうかなと思うが。

自治労 文部科学省が根拠を示した数でないが良いと言うことにはならないということか。

総務省 なにぶん定数改善については厳しい状況にあるし、交付税についても伸びていないという現状の中で、余りお金をかけないで良くなる方法というのが必要だと思う。そのなかで2万5千人というのはあまりにも根拠のない数字だと思う。

自治労 あらゆる問題が格差問題になっている。職業の選択もそうである。東京には選択がたくさんあるなかで、モンスターペアレント等色々な現在の状況の中では教員の仕事を選ぶのも大変である。地方は余り仕事がないので倍率が高くなるのは仕方がないのではないか。

文部科学省があつて都道府県があつてさらに市町村がある。さらに首長グループと教育委員会があり、学校だけが宙に浮遊しているような状況におかれ、学校長の責任で何とかしなさいという制度を変えなければならないと考えている。

総務省 教育委員会制度が今のままで良いのかということに関しては問題意識を持って

いる。逆に、首長が教育委員会を置かないとか、もう少し教育委員会制度を検討していかなければならないと言うことを文部科学省に申し入れをしているが、その状況が見えてきていない。

5 自治労 学校事務協議会としても、教育現場に働いている人間としていろんな良いところ悪いところを見てきているので、良い仕事をしながら地方が元気になってくるような人材を育てていける場所になってくれれば良いと思っている。

10 自治労 教育職員の費用負担の変更については、文部科学省がまずは判断することで、その上で各自治体が合意すればということだったが、各自治体においては賛否両論があり、なかなか意見がまとまらないなかで、総務省としても判断しかねるという状況だった。今のところ、そのような声をどのようにおさえているのか、

15 また、政令市が二の足を踏んでいる部分については、単純に人件費の問題だけではなく事務的費用等も含めて費用負担がかなり増えるというところが一番心配しているところだと思うが、そのことについてはどのように考えているのか。

20 総務省 県費職員の話については文部科学省の中教審で話し合われている状況で、平成20年度中には結論を出すことになっている。それを見据えた上での判断ということになると思われる。政令市の給与費の話については状況的には全く把握していないが、逆に自分の人事権等を、ある程度動かせるようになるのは政令市としては良い面もあると思いつつ、人事交流で例えば横浜市なら横浜市しか知らない教員が育っているような面もあるため、県の教育委員会と政令市の教育委員会の人事交流についても話に上がっているように聞いている。

25 自治労 中核市当たりだとその辺の問題が出てくると思うが、政令市は採用や研修も政令市で行っている。

5月28日に出た分権推進委員会の答申の中で、平成20年中に結論を出すということになったが、前回は平成19年中の所要の結論を出すということだった。今回の見通しとしてはどうか。

30 総務省 総務省としても分権委員会の答申が出て何もしていないわけではない。

自治労 逆に言えば、総務省が持ち出しを気にしている各団体にしっかり担保するので大丈夫だ、安心してやりなさいということにはならないのか。

35 総務省 どれくらいの持ち出しになるのか。

自治労 憶測であり、まだきちんと精査していない。

40 総務省 ただ、あくまでも義務教育国庫負担法における1/2、1/3についてはきちんと交

付税上算定しているので、国庫負担についての持ち出しはあるはずがない。

自治労 単純な人件費だけだとそうだが、今までの職員の倍の人事管理を行わなければならず、その部分では持ち出しが出る。給与のデータベースを増やすにしても同様だろう。政令市にとっては職員部が二つ必要になるということだ。

総務省 政令市における教育委員会がどのようになっているか見てきていないのでわからないが、後日、回答させていただく。

自治労 政令市の集まりの中でそのような話題が出てもいたのでよろしくお願ひしたい。

4．学校給食並びに学校用務に関することについて

教職員定数の拡大にあたって、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員の削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

総務省 少子化や国地方の財政が厳しい中、効率的な公共サービスを提供するために事務事業の見直しを進めることで、簡素で効率的な行政改革をやる必要があると考えている。総務省としても平成17年と18年は地方分権改革の推進ということで、各地方公共団体に対して一定の水準を確保しながら分権改革の取り組みをやっている。

自治体の主体的な判断によることという部分では、実際にどのような定員や事務事業で行うかは各自治体の自主的主体的判断で行うよう、また水準を確保しつつ効率化に適正に取り組んでいただくよう総務省からお願ひしている。

自治労 今日、ここで示している学校用務、学校給食はご存じの通り学校という公共機関にあって、教員とは別の現業職として教育環境の整備とか子供たちの食育に関係している職員である。各自治体の判断で適正に取り組んで欲しいと国の立場を示していただいたが、地方自治体の財政状況の悪化の中で現業職を中心に見直しを行うという動きがあって、全体的に学校用務、学校給食に関してはアウトソーシングという流れになっている。

特に自分がいる政令指定都市での話をすると、広域的な政策立案を作りながら、市民サービスを主体的に行わなければならない立場にあるので、現場に目を向けて学校用務や学校給食の用務を考えていくと、学校に必要な職種であるという認識を持っている。現業を中心に切りあえず切っていくなさいという指導は行わないでいただきたい。不要な指導助言は行わないでいただきたいと要請書に書いてあるが、それぞれ各自治体の判断でという見解をいただいたので、自治体が学校給食、学校用務が子ども達の日常の学校生活を支える大事な職であるという認識している場合、総務省からの指導が自治体の判断を鈍らせることのないようお願いしたいというのが要請の趣旨である。

総務省 効率的な行政サービスを提供しながらいかに広域化を図るかは、各自治体の自主的な判断で色々により良い方法を模索してやっていただくということになっている。

5

自治労 3番目の要請については文部科学省の関係ということで今回は回答いただけなかったが、社会教育施設に専門職を配置している自治体は多い。この専門職は人事異動が難しいとか、人員構成を長いスパンを考えて採用しているという状況があるが、住民へのサービスという点では一般職事務職ではまかないきれない職責を担っている。これも自治体の体力、財政力にもよるが、基本的なサービスの提供を専門職中心に担っていくべきと判断して、現在、政令市の中ではそういう動きを作っている。これに関してもそれぞれ自治体の判断あるいは市民のニーズによって専門職の配置しているのであれば、それぞれの自治体の判断で考えて構わないと理解してよろしいか。

10

15

総務省 最終的には、自治体が集中改革プランに基づき各自治体の主体的な判断によるものというのが総務省としての立場である。

自治労 個別の内容に踏み込んで助言するということはとりあえずないという理解でよろしいか。

20

総務省 国として、各自治体の取り組みを公表して情報提供は行っている。その個別の中身についての考え方は変わらない。